

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神山町役場

1 全職員

職員区分	男女の給与の差違 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4 %
任期の定めのない常勤職員以外	71.2 %
全ての職員	76.4 %

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	89.4 %
課長補佐相当職	88.6 %
係長相当職	85.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	86.6 %
26～30年	72.0 %
21～25年	100.3 %
16～20年	98.5 %
11～15年	107.4 %
6～10年	96.5 %
1～5年	95.5 %

【説明欄】

- ・扶養手当について、男性職員の支給割合が58.0%に対して、女性職員の支給割合は29.8%である。
- ・会計年度任用職員の女性職員比率が89.3%であり、会計年度任用職員の男性職員は専門職である。
- ・任期の定めのない常勤職員の勤続年数別で36年以上勤続年数の該当職員なし。